

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第29号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(組織及び職名)			(組織及び職名)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
企画総務部	総務課	庶務係長 調査係長 情報化・ICT 推進係長 契約係長	企画総務部	企画総務課	企画係長 調査係長 情報化・ICT 推進係長 契約係長
	(略)			(略)	
	営業推進課	営業企画係長 営業推進係長 事業管理係長 広告係長 管財係長		営業推進課	営業企画係長 営業推進係長 事業管理係長 広告係長 資産活用係長
自動車部	営業課	(略)	自動車部	管理課	(略)
(略)			(略)		
高速鉄道部	営業課	(略)	高速鉄道部	管理課	(略)
(略)			(略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		

5 局に技術長、理事、監察監又は統括監察員、安全統括管理者、部に担当部長、安全運行管理官、課に担当課長、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

6 (略)

(職務)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 技術長、理事、担当部長、担当課長、担当課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

7 課長補佐は、課長が定める事務について課長を補佐する。

第4条 部長及び課長は、所属職員（係長及びこれに準ずる職以上の職にある者を除く。）の配置を定める。

2 (略)

3 担当課長、担当課長補佐及び担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。

(報告)

第5条 部長は、担当部長、担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長の担当事務の概目を定め、次長に報告しなければならない。

(代理)

第6条 (略)

2～4 (略)

5 局に技術長、理事、監察監又は統括監察員、安全統括管理者、部に担当部長、安全運行管理官、課に担当課長又は担当係長を置くことがある。

6 (略)

(職務)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 技術長、理事、担当部長、担当課長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第4条 部長及び課長は、所属職員（係長及びこれに準ずる職にある者を除く。）の配置を定める。

2 (略)

3 担当課長及び担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。

(報告)

第5条 部長は、担当部長、担当課長、係長及び担当係長の担当事務の概目を定め、次長に報告しなければならない。

(代理)

第6条 (略)

2～4 (略)

5 課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長、区長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、課に担当課長が置かれている場合にあつては主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長、区長又は担当係長がその職務を代理する。

第2章 事務分掌

(企画総務部)

第7条 企画総務部の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(26) (略)

営業推進課

(1)～(4) (略)

(5) 付帯事業の研究及び開発並びに実施に関すること。

(6) 京都市地下鉄・市バスお客様1日80万人推進本部に関すること。

(7)～(19) (略)

(自動車部)

第8条 自動車部の事務分掌は、次のとおりとする。

営業課

(1)～(10) (略)

5 課長に事故があるときは、主管事務につき、係長、区長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、課に担当課長が置かれている場合にあつては主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、係長、区長又は担当係長がその職務を代理する。

第2章 事務分掌

(企画総務部)

第7条 企画総務部の事務分掌は、次のとおりとする。

企画総務課

(1)～(26) (略)

営業推進課

(1)～(4) (略)

(5) 付帯事業の研究及び開発並びに実施に関すること。

(6) 京都市バス・地下鉄を守るための利用促進本部会議に関すること。

(7)～(19) (略)

(自動車部)

第8条 自動車部の事務分掌は、次のとおりとする。

管理課

(1)～(10) (略)

<p>(高速鉄道部)</p> <p>第9条 高速鉄道部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>営業課</u></p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(高速鉄道部)</p> <p>第9条 高速鉄道部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>管理課</u></p> <p>(1)～(10) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)